

不法投棄等対策支援事業要綱

(通則)

第1条 不法投棄等対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)、関係政省令、公益財団法人自動車リサイクル促進センター定款、再資源化等業務規程及び資金管理業務規程の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、法第106条第4号の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物(以下「使用済自動車等」という。)が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置(以下「措置」という。)を講ずる地方公共団体に対し、公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。)が出えんその他の協力を行い、若しくは、法第106条5号の規定に基づき、地方公共団体が撤去した解体自動車等を再資源化支援部が引取り、再資源化等に必要な行為を実施することにより、適正な処理を促進することを目的とする。

(出えんの対象)

第3条 再資源化支援部が行う出えんの対象は、次の費用とする。

(1)使用済自動車等を撤去するための仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等の費用

(2)撤去された使用済自動車等の再資源化等の費用

2 地方公共団体によって、使用済自動車等の不適正処分が生じないよう未然防止対策を実施していることを条件とする。

(出えん額)

第4条 再資源化支援部が行う出えんの額は、対象となる費用の総額の10分の8を上限とする。

(出えん要請書の提出)

第5条 出えんを受けようとする地方公共団体は、事業計画を立案し、不法投棄等対策支援事業出えん要請書(以下「出えん要請書」という。)を再資源化支援部に提出する。

2 地方公共団体が出えん要請書を提出するにあたっては、事業計画書及びその別表である事業計画額明細書を添付する。

3 地方公共団体は、出えん要請書提出後に事業を中止又は取り消そうとする場合、事業が予定の期間内に完了しない場合、若しくは事業の遂行が困難となった場合は、速やかに再資源化支援部に報告する。事業計画を大きく変更した場合は、必要に応じ、出えん要請書を変更し提出する。

4 使用済自動車若しくは解体自動車が1事案あたり100台未満の事案に対し措置を講ずる地方公共団体においては、第1項の規定にかかわらず、出えん要請書の提出を必要としない。

(出えん予定)

第6条 再資源化支援部は、地方公共団体から提出を受けた出えん要請書の内容を調査確認のうえ、離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会の調査審議に附し、出えん予定額を決定する。

2 再資源化支援部は、出えん予定額決定後、地方公共団体に対して不法投棄等対策支援事業出えん予定額決定連絡書を送付する。

(出えん申請)

第7条 地方公共団体は、事業完了後、不法投棄等対策支援事業出えん申請書(以下「出えん申請書」という。)を、再資源化支援部に提出する。

2 地方公共団体が出えん申請書を提出するにあたっては、事業完了報告書及びその別表である事業実績額明細書を添付する。

3 地方公共団体は、措置に要する期間が複数年にわたる場合、年度毎にその完了分の出えん金の支払を申請することができる。その場合、地方公共団体は、実施年度3月末日までの完了分について出えん申請書を翌年度4月20日までに再資源化支援部に提出する。

4 使用済自動車若しくは解体自動車が1事案あたり100台未満の事案に対し措置を講じた地方公共団体は、3月末日までに完了した事業について取りまとめのうえ、出えん申請書を翌年度4月20日までに再資源化支援部に提出する。

(出えんの決定及び支払い)

第8条 再資源化支援部は、地方公共団体から提出を受けた出えん申請書の内容を調査確認のうえ出えん額を決定する。

2 再資源化支援部は、出えん額決定後速やかに、不法投棄等対策支援事業出えん額決定連絡書を地方公共団体に送付する。

3 再資源化支援部は、原則として出えん申請書の受領月の翌月末日までに、出えん金を地方公共団体が指定する口座に振込む。

(書類等の保存)

第9条 地方公共団体は、事業に係る書類、証憑を事業完了後5年間保存しなければならない。

(出えん金の返還)

第10条 地方公共団体は、費用求償により撤去等の措置に要した費用を原因者等から徴収した場合は、再資源化支援部に報告し、出えん金を出えんの比率に応じて返還する。

(出えんの取消し)

第11条 再資源化支援部は、地方公共団体が次に掲げる事項に該当したときは、出えん予定の取消し又は出えん金の返還を求める。

- (1) 事業計画の内容に則して措置が実施されなかったとき
- (2) 出えん金を出えんの対象となる事業以外の用途に使用したとき
- (3) 偽り又は不正の方法により出えん申請を行ったとき

(引取り・再資源化等の委託)

第12条 引取り・再資源化等を委託する地方公共団体は、引取り・再資源化等委託依頼書を再資源化支援部に提出する。

2 再資源化支援部は、引取り・再資源化等に係る費用の見積りを行い、引取り・再資源化等見積額通知書を地方公共団体に送付する。

3 地方公共団体は、引取り・再資源化等見積額通知書を受領後、再資源化支援部と引取り・再資源化等に係る委託契約を締結する。

(引取り・再資源化等の実施)

第13条 引取り・再資源化等を委託した地方公共団体は、解体自動車等を撤去のうえ、再資源化支援部に引き渡す。

2 再資源化支援部は、解体自動車等を引取り、再資源化等を実施する。

3 再資源化支援部は、再資源化等の完了後、引取り・再資源化等委託料金請求書(以下「委託料金請求書」とする。)により委託料金を請求する。

(委託料金の支払い)

第14条 引取り・再資源化等を委託した地方公共団体は、委託料金請求書を受領後、受領月の翌月末日までに再資源化支援部が指定する口座に委託料金を振込む。

(状況報告・調査等)

第15条 再資源化支援部は、地方公共団体に対して事業の遂行状況その他の必要な事項について報告を求め又は調査を行うことができる。

2 地方公共団体は、対象事業に係る書類、証憑を備え、求めに応じて提示しなければならない。

(その他の協力)

第16条 再資源化支援部は、地方公共団体の求めに応じ、情報提供、事業に関する説明、助言等の協力を行う。

(責任の所在)

第17条 出えんを受けた対象事業の遂行及び結果に関しては、これを実施する地方公共団体において責任を負うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、不法投棄等対策支援事業に関し必要な事項は、再資源化支援部が別に定める。